

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2021年2月 No.54

バイデン政権下における企業結合法制のエンフォースメントの動向 及び直近の HSR 法に関する FTC からの発表

弁護士 大久保 涼
弁護士 北川 なつ子

はじめに

米国では、1月に発足したバイデン政権下での各種法令のエンフォースメントの動向に注目が集まっており、独禁法上の企業結合審査の動向もその例外ではありません。また、2月に入り、企業結合法制に関連して、HSR 法上の届出基準の変更などの重要な発表がありました。本ニュースレターではこれらの企業結合法制に関する最新動向をお伝えします。

HSR 法上の届出基準等の変更

2021年2月1日、米国連邦取引委員会（FTC）は Hart-Scott-Rodino(HSR)法上の届出基準等の改訂を発表しました。

HSR 法の届出基準等は米国の国民総生産（GDP）の増減を反映して毎年定期的に変更されますが、今回の変更は GDP の縮小を受けて 2020 年度基準から若干減少するもので、届出基準が前年度から低下したのは 2010 年以降のことです。この新たな届出基準は、3月4日以降にクローリングが行われる取引から適用され、次回の年次変更（2022年の第一四半期に行われる見込み）まで適用されることとなります。

HSR 法は、議決権付証券又は資産を取得する一定の要件を満たす企業結合について、当事者に FTC 及び司法省（DOJ）への事前届出を求め、届出受理から一定期間の取引実行を禁止します（この期間を「待機期間」といいます）。かかる要件の概要を説明すると、第一に、取引規模（取引の結果、買収者が保有することになる株式又は資産の価値）が一定額以下の企業結合であれば届出は必要なく（これを「取引規模要件」といいます。）、逆に取引規模が別の一定額を超える企業結合であれば適用除外規定に該当しない限り届出が必要となります。第二に、この中間の取引規模の企業結合については、一定の当事者規模要件を満たす場合にのみ届出が必要となります。

1. 取引規模要件

取引規模基準は 92 百万ドルに変更され、2020 年基準の 94 百万ドルから減少しました。上記のとおり、取引規模がこの基準以下の場合には HSR 法の届出は不要となります。

2. 当事者規模要件

取引規模が 92 百万ドルを超え、368 百万ドル以下の取引で、当事者規模基準を満たさない場合には HSR 法の届出は不要となります。上記の 368 百万ドルという部分は、2020 年基準では 376 百万ドルでした。上記のとおり

り、取引規模がこの 368 百万ドルを超える場合は、適用除外規定に該当しない限り届出が必要となります。そして、当事者規模基準としては、一方当事者の売上高又は総資産が全世界で 18.4 百万ドル以上で、他方当事者の売上高又は総資産が全世界で 184 百万ドル以上である場合に届出が必要となります。上記の 18.4 百万ドルという部分は、2020 年基準では 18.8 百万ドルでした。また、上記の 184 百万ドルという部分は、2020 年基準では 188 百万ドルでした。

新しい基準の数字は、HSR 法上同一の数字を使っている他の基準及び適用除外条項にも適用されます。HSR 法の基準の改訂版の完全なリストは、連邦公報¹に掲載されています。

<届出基準等の変更>

	2020 年基準	2021 年基準
取引規模基準	94 百万ドル	92 百万ドル
当事者規模基準	18.8 百万ドル及び 188 百万ドル	18.4 百万ドル及び 184 百万ドル
当事者規模基準が適用される 上限の取引規模	376 百万ドル	368 百万ドル

また、2021 年度の HSR 法上のファイリング手数料は以下の通りとなりました。ファイリング手数料自体は昨年から変わっていないものの、取引規模の部分の金額が変わっています。

取引規模	ファイリング手数料
92 百万ドル超 184 百万ドル未満	45,000 ドル
184 百万ドル以上 919.91 百万ドル未満	125,000 ドル
919.9 百万ドル以上	280,000 ドル

さらに、FTC は、HSR 法違反に対する民事制裁金の上限を 2021 年 1 月 13 日から 1 日当たり 43,280 ドルから 43,792 ドルに引き上げました。

クレイトン法 8 条に基づく役員兼任禁止の基準値の変更

FTC は、2021 年 1 月 21 日から、一定の例外を除き、クレイトン法第 8 条に基づき競合する二つの会社の取締役や役員（オフィサー）を兼任することを禁止する基準値も引き下げました。クレイトン法第 8 条は、一人の者が同時に競合する 2 つの会社の取締役又は役員（オフィサー）となることを禁止しています。新しい基準では、競合する会社のそれぞれの資本金、剰余金及び未処分利益の合計額が 37,382,000 ドルを超える場合で、かつ両者の競合する売上高がそれぞれ 3,738,200 ドル以上の場合、一定のセーフハーバーに該当しない限り、役員兼任が禁止される可能性があります。

HSR 法上の待機期間の早期終了制度の一時停止

HSR 法上の待機期間については、日本の場合と同様、当事者の要請に基づき FTC 及び DOJ がいかなる法的措置もとらないと決定を下す場合に例外的にこれを早く終了させることができる「早期終了(early termination)」制度が設けられていますが、2021 年 2 月 4 日、FTC は、当局が一時的に早期終了制度を停止すると発表しました²。新政権への移行及び COVID-19 のパンデミックの中で年初に受領した届出の数が前例のない多さだったことが停

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-01-28/pdf/2020-01423.pdf>

² <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2021/02/ftc-doj-temporarily-suspend-discretionary-practice-early>

止の理由と説明されています。もっとも、停止は一時的なものであり、短期で終了することが想定されています。

バイデン政権における競争法企業結合規制のエンフォースメントの動向

1. 全体的な方向性

民主党政権においては一般的に競争法のエンフォースメントは強化されます。ジョー・バイデン大統領とカマラ・ハリス副大統領も、選挙運動の際から、競争法についてより積極的なアプローチを示す必要がある旨の発言をしていました。従って、バイデン政権の下では基本的により積極的な競争法のエンフォースメントが予想されます。一方、バイデン政権は、競争当局の執行に政治的圧力を及ぼしたとの批判が多かったトランプ政権とは対照的に、過去の民主党政権の伝統に習い、競争当局の執行方針を尊重して直接の干渉はしない姿勢を取ることが想定されます。

競争当局のトップの人選は上院の承認を要するため任命は数ヶ月先となり、また、委員の過半数が民主党指名メンバーになるのは最短で2023年の秋と見込まれますが、バイデン政権が採用する下位スタッフが先んじて競争当局を運営していくこととなります。

2. 特により積極的なエンフォースメントが予想される分野

バイデン政権において特により積極的な競争法のエンフォースメントが行われる可能性が高い分野としては、第一にテック系やライフサイエンスなどの新規分野におけるスタートアップ企業の既存の大企業による買収が挙げられます。競争当局は、既存のマーケットに新技術やビジネスモデルによって参入するスタートアップ企業が作り出す競争を妨げないことに注力し始めています。例えば、2020年12月、FTCはProcter & Gamble Co.によるスタートアップ企業Billie Inc.の買収を阻止する訴訟を提起しました。FTCは、Billie Inc.が業界に革新的な新規サービスを導入したことを受けて、買収は「革新的な新興の競合企業を排除するもの」と主張し、最終的に当該取引は断念されるに至りました³。DOJもVisaによるフィンテック企業Plaidの買収を阻止する訴訟を提起し、最終的に当該取引は断念されるに至りました⁴。

バイデン政権においてより積極的な競争法のエンフォースメントが行われる可能性が高い第二の分野としては、ヘルスケア分野が挙げられます。バイデン大統領は、選挙運動期間に、ヘルスケア分野における市場集中状態に積極的に取り組む旨を発言しています。これは近年市場の集中による薬価の上昇やサプライチェーンの脆弱性などの弊害が指摘されていることを受けてのもので、今後ライフサイエンス業界の合併・買収には厳格な審査がなされるものと予想されます。

第三に、FTCは2020年12月9日に、Facebookが過去のInstagramの買収(2012年)及びWhatsAppの買収(2014年)などを通じてソーシャルネットワーキング分野における独占を違法に維持しているとして、Instagram及びWhatsAppの売却を含む措置を求めて、Facebookを提訴しました⁵。このような相当程度の過去の買収に対するエンフォースメントは批判もあるところですが、トランプ政権の終了に伴い職務を終えた元DOJ局長デラヒム氏は、バイデン政権下においてもDOJは引き続きGoogle、Apple、Facebook、Amazonの大手4社(GAFA)をはじめとする巨大IT企業に対する調査を継続するだろうとの予想を示しています。

2021年2月9日

³ <https://www.ftc.gov/enforcement/cases-proceedings/2010042/procter-gamble-co-billie-inc-matter>

⁴ <https://www.justice.gov/opa/pr/visa-and-plaid-abandon-merger-after-antitrust-division-s-suit-block>

⁵ <https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/12/ftc-sues-facebook-illegal-monopolization>

[執筆者]



大久保 涼 (弁護士・NY オフィス共同代表)

ryo_okubo@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2006年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2006年～2008年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2018年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、ファイナンス取引その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。



北川 なつ子 (弁護士・アソシエイト)

natsuko_kitagawa@noandt.com

1996年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2005年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)。2001年弁護士登録、2019年再登録(第二東京弁護士会)。2019年長島・大野・常松法律事務所入所、ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。企業法務部勤務経験を経て、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませお願いいたします。